

## 【臨時レポート】 フィリピンおよびマレーシアの利上げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

アジア各国がインフレ圧力の上昇に対して金融引き締め姿勢を強めています。フィリピン中央銀行とマレーシア中央銀行は5日の金融政策決定会合で政策金利をそれぞれ 0.25%引き上げました。フィリピンは2会合連続の引き上げとなり、政策金利である翌日物借入金利を 4.50%としました。また、マレーシアは 10 カ月ぶりの利上げ再開となり、公定歩合に当たる翌日物政策金利を年 3.0%としています。

### 【利上げの背景に関して】

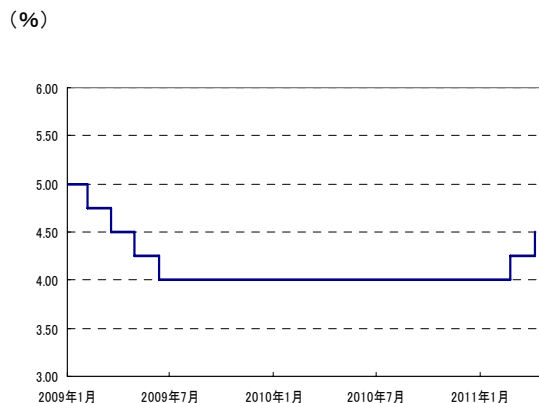
フィリピンでは、5日に発表された4月の消費者物価指数は前年比 4.5%の上昇となり、市場予想の 4.4%を若干上回りました。また、3月の同 4.3%からの加速も見られ、1年ぶりの高水準となったため、フィリピン中央銀行の 2011 年のインフレ目標の 3-5%の達成は危ういとの判断から利上げに踏み切ったと見られています。またマレーシアでは、3月の消費者物価指数上昇率が食品と燃料の値上がりから3%となり、世界的な一次産品とエネルギー価格高騰について、年内は高止まりが続くと予測されており、さらには 2011 年後半には堅調な内需が物価上昇圧力を加速させるとの警戒感から、利上げに踏み切ったと見られます。

### 【今後の見通しについて】

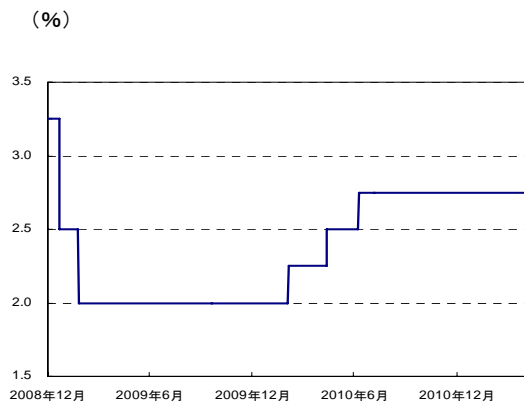
5月4日閉幕した東南アジア諸国連合(ASEAN)と日本、中国、韓国の財務相会合でも「地域の成長にインフレがリスク要因になっている」との認識で一致しており、アジアでの相次ぐ利上げラッシュはインフレの加速を未然に抑制することが目的であるとしています。しかしながら、株式市場が弱含む等、急ピッチな金融引き締めに対する影響も一部で表面化しています。世界的な原油や穀物相場の高騰が国内消費者物価を押し上げていることが主たる背景となっていますが、足元では商品市況が急落しており、各国中央銀行は引き続き難しい政策対応を迫られそうです。

### 【ご参考】

フィリピンの政策金利の推移



マレーシアの政策金利の推移



(出所)ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

### <投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### <投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

### <投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

#### ● 投資信託委託会社

#### BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。